

南区における生活保護費の支給に係る不適切な事務処理について

1 概要

南区生活支援課に在籍していた職員Xが、生活保護受給者A様の保護費について、認定を怠り、保護費の一部を私費で補てんし、その発覚を恐れて、決裁文書に自ら購入した上司と同姓の印鑑を押印し、実際には回議せず決裁済を装いました。また、保存すべき一部の文書も廃棄していました。このため、当該職員が関わった全件139件（139世帯）を調査した結果、過払いや未支給など不適切な処理がA様を含めて10件（10世帯）、うち不適切な処理が発覚することを免れるために決裁済を装ったものが3件（3世帯）あったことが判明しました。

不適切な処理は平成28年9月から平成31年4月の期間に行われ、過払いの額の合計は163万3,024円、未支給額の総額は61万8,330円（令和元年7月31日時点）です。

2 職員Xについて

社会福祉職（20歳代 女性）

平成28年4月から平成31年4月まで南区生活支援課に所属

3 判明の経緯

平成31年4月	職員Xの人事異動に伴いA様の担当が職員Yに変更。
令和元年6月19日	職員Yが、A様の記録を読み、職員Xが行った事務処理状況を不審に思い、上司に報告。調査を開始。
令和元年6月24日	A様から、記録にない現金を職員Xから受領していた旨の申告。職員Xに確認したところ、私費による補てんの事実が判明。
令和元年6月28日	職員Xが在籍中に担当したA様を含む全139件を確認。このうち10件について、不適切な事務処理が判明し、詳細調査を開始。
令和元年7月5日	生活支援課長がA様宅を訪問し、職員XがA様の生活保護の手続きにおいて、不適切な事務処理を行っていたことを伝え、謝罪。
～現在	収入状況が不明なもの等の調査を継続中。A様を含め金額の確定した5件については、謝罪。過払額の確定した3件については返還請求を実施。

4 全件調査の結果について【令和元年7月31日時点】

調査の結果、不適切な事務処理が10件ありました。このうち3件については、上司と同姓の印鑑を押印し、決裁済を装っていました。

	項目	件数		概要
			うち決裁済を装ったもの	
A様	保護費の過払い・未支給・私費による補てん・保存すべき文書の廃棄	1件	1件	<ul style="list-style-type: none"> 過払額 1,305,914円 未支給額 533,330円 私費補てん額（推定） 523,515円
その他の案件	保護費の過払い	6件	2件	<ul style="list-style-type: none"> 過払額 3件 327,110円 調査中 3件
	保護費の未支給	1件	0件	<ul style="list-style-type: none"> 未支給額 85,000円
	収入を証明する資料がないまま保護費の支給を続けたもの	2件	0件	<ul style="list-style-type: none"> 過払い・未支給の状況を確認調査中
	計	10件	3件	

5 今後の対応

過払額が決定したものから順に返還請求を行っていきます。また、未支給のものは、遡及して支給が可能な期間（2か月）を経過しているため、支給できない旨を説明し、謝罪してまいります。

6 不適切な事務処理を発見できなかった原因

- ・ 職員Xは一部の被保護世帯について、収入額の変更に伴う保護費の変更などの事務手続きを怠り、起案文書が回議されなかったため、上司の確認が入らず、収入に変更が無かったかのように扱われていました。
- ・ 介護保険料の変更などにより、援助内容に変更処理が必要な場合には生活保護システムから変更の有無の確認を促すリストが出力されます。A様についても年6回リストが出力されていたにもかかわらず、職員XはA様の収入額の変更処理を行わずに（変更処理を行うと、これまでの未処理が発覚するため）放置していました。
- ・ これまで、変更の有無の確認を促すリストの処理を担当職員一人ひとりに任せ、責任職がリストを把握していなかったため、必要な処理が行われていないことを見過ごしていました。
- ・ 回議される起案文書の確認の際に、上司が処理の誤りに気付くことができませんでした。

7 再発防止策

- (1) 日ごろの業務指導を徹底するとともに、業務の進行状況の更なる把握に努めます。業務の遅滞や誤りを発見できるよう、毎年、全ての保護世帯に関して行う保護基準の見直し作業や援助方針策定の際に、処理状況の確認手順を見直します。
- (2) 生活保護システムから出力されるリストの管理を責任職が徹底することで、組織的なチェック機能の強化を図ります。
- (3) 職場として、相談しやすい雰囲気づくりを行っていきます。特に、直属の上司は職員一人ひとりの様子を細やかに観察しながら、職員が相談できずに困っていないか、適時の声掛けを行うとともに、定期的に行う面談時に丁寧な聴き取りを行い、職員の変化を把握するよう努めます。

お問合せ先
南区生活支援課長 越川 健一 Tel 045-341-1202